

第4次宇都宮市行政改革大綱

～ 「うつのみやネクスト」

さらなる躍進に向けて ～

平成22年3月

宇 都 宮 市

はじめに

行政改革とは、「何か特別なことをする」というものではありません。全ての職場で、一人ひとりの職員が「市民のために何かできることはないか」、「もっと、よりよいサービスが生み出せないか」ということを常に考え、現在の制度や仕組み、仕事の進め方を見直していくことです。

宇都宮市では、これまでも、市民の皆さまの理解と協力を得ながら、行政改革の取組を積極的かつ継続的に進めてきました。

しかし、宇都宮市では今、近い将来に見込まれる人口減少社会の到来や、少子・高齢化の進行に伴い、地域活力の低下が懸念されるとともに、世界同時不況の影響により、市税収入が大幅に減少するなど、厳しい社会経済環境におかれています。

このような環境変化に的確かつ柔軟に対応し、都市間競争に勝ち抜くことができるかどうか、まさに今、宇都宮市の底力が問われています。

そこで、現下の厳しい社会経済環境を克服するための改革として、どのような取組を進めるべきか、その道筋を明らかにするため、ここに「第4次宇都宮市行政改革大綱」を策定しました。

この大綱では、まちづくりの主役は市民であることを基本として、これまで培ってきた地域のまちづくりを進める基礎を生かし、地域にふさわしいまちづくりが効果的に実現できるよう、社会を構成する多様な担い手の主体的な活動を積極的に支援するとともに、行政内部の改革としては、必要性や効率性などの視点から、事業を原点から見直すことに重点を置いた取組を進めることにしました。

「厳しい社会経済環境の中にあっても、すべての市民が安心して暮らすことのできる、活力とたくましさを備えた宇都宮市を『次の世代』につなぐため、新たな視点を加えた『次なる改革』に前向きに取り組むこと」

この「うつのみやネクスト」という大綱の副題に込めた思いを常に持ち、今後、この大綱に基づき、宇都宮市の輝かしい将来に向けた改革を、不断に、そして積極的に進めていきます。

目 次

第 1	現状と課題	1
1	これまでの行政改革の取組と成果	1
2	宇都宮市を取り巻く社会経済環境の変化	3
3	宇都宮市の行政経営の現状と課題	4
4	新たな行政改革大綱策定の必要性	6
第 2	大綱の基本的な考え方	7
1	位置付け	7
2	改革の基本目標	7
3	改革の方向性	8
4	推進期間	9
第 3	改革の柱	10
1	市民の力の発揮	10
2	事業等の徹底した検証	12
3	効率的な執行体制の確立	13
4	健全な財政構造の確立	14
第 4	推進方策	15
1	行政改革推進プランの策定	15
2	推進体制	15

第1 現状と課題

1 これまでの行政改革の取組と成果

宇都宮市では、より少ない経費で最大の効果を上げる行政サービスを提供していくため、これまで、計3次にわたる行政改革の取組を進めてきました。

第1次行政改革（平成7年度から10年度までの4年間）では、「行政のスリム化（量の縮減）」を最優先の課題とした取組を進めるとともに、第2次行政改革（平成11年度から14年度までの4年間）では、「市民と行政の新たな関係づくり」と「行政の自己改革」を大きな柱とする取組を進めてきました。

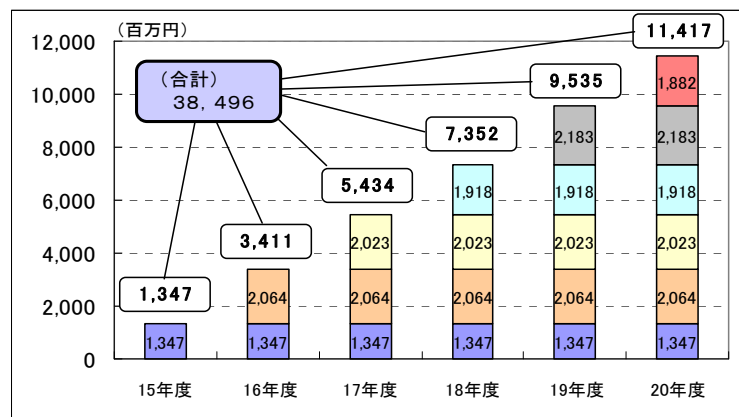
さらに、第3次となる行政改革（平成15年度から）では、自らの判断と責任で、自律的に行動する「経営」という発想・考え方を新たに取り入れ、市民と行政とが対等の関係で課題の解決を目指す「市民協働」と、行政サービスの質の向上を目指す「成果重視」という2つの視点から、市政全般の改革に取り組みました。

その結果、第3次行政改革の期間では、「市民協働」の取組の成果として、本市にふさわしい自治を進めるため、「自治基本条例¹」を制定するなど、市民と行政が共にまちづくりについて考え、共に活動する仕組みや制度を整え、本市の自治をさらに充実するための基礎を構築しました。

「成果重視」の取組の成果としては、積極的な外部委託²の推進による経費削減や、未利用地の売却などの収入増加策により、これまでの合計で約385億円の経費を削減するとともに、約16億円の収入増加を得ることができました。

【図表1参照】

【図表1】第3次行政改革の期間中の経費削減効果（累計）



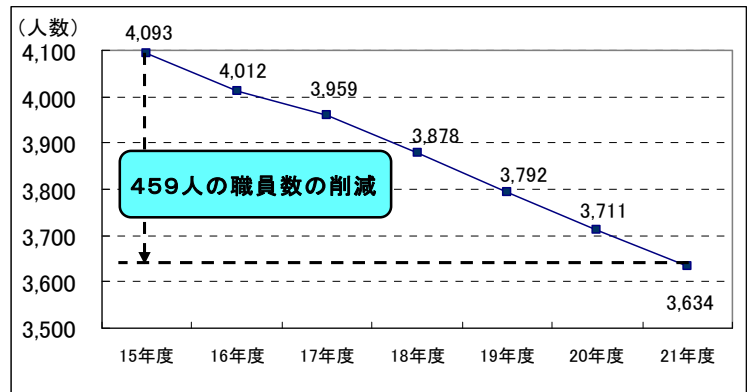
¹ 市民の権利や責務、また市政運営の基本原則や地域活動団体等の役割等、まちづくりの基本的な事項やルールを定めた条例で、「自治体の憲法」ともいわれるもの

² 市が行政責任を果たす上で必要となる監督権などを留保しつつ、その事務の執行に外部資源(労働力、財源、知識・技術力)を活用すること

また、業務の削減・効率化を積極的に進めたことにより、459人の職員数を削減することができました。【図表2参照】

そして、宇都宮市では、これら改革を進めることで得られた成果を、こども医療費助成や特定不妊治療費助成の拡充など、様々な市民サービスの充実に積極的に活用し、市民満足の上昇に努めてまいりました。

【図表2】第3次行政改革の期間中の職員数の推移
(宇都宮市, 旧上河内町, 河内町合算)



以上のように、宇都宮市ではこれまで、経費削減や職員数の削減を進めるなど、効果的・効率的な行政経営の実現に向けて一定の成果をあげてきましたが、これらの成果を踏まえながら、行政改革の更なる推進に向け、引き続き、以下の課題に取り組む必要があります。

(第3次行政改革の成果を踏まえ、引き続き、本市が取り組むべき課題)

【「行政経営指針」(第3次行政改革大綱)における「6つの改革」ごとの整理】

- ・ 市民との信頼関係を深めるための、市行政情報の積極的な公表
- ・ 市民の力の発揮に向けた、宇都宮市の自治³の仕組みを生かした協働の更なる実践
- ・ 身近な地域課題の解決に向けた、市内全域における市民の自治意識の高揚と市民主体のまちづくり活動への支援
- ・ 市民ニーズを的確にとらえた取組を積極的に展開するための、効率的な行政経営の継続
- ・ 高度化・多様化する行政課題に迅速に対応するための、効率的な組織体制の整備
- ・ 効率的な行政経営を進めるための、職員の職務意欲と資質の更なる向上

³ 自ら治めること。自らが、自らの問題を処理し、その責任を負うこと

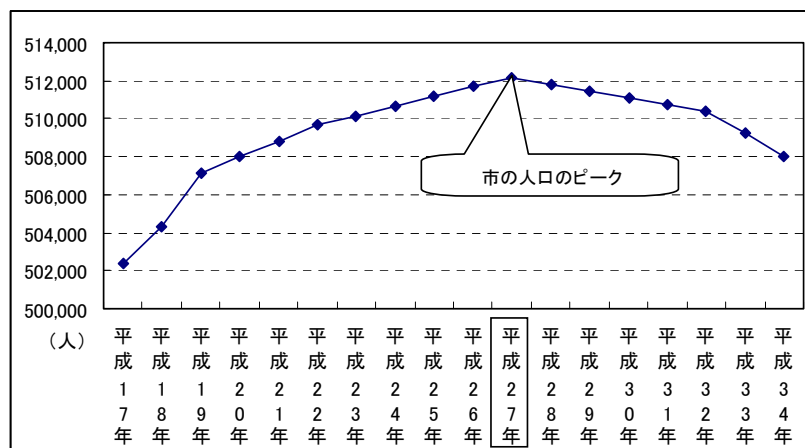
2 宇都宮市を取り巻く社会経済環境の変化

宇都宮市を取り巻く社会経済環境は、人口減少時代の到来や急激な景気後退、また、分権型社会の進展など、大きく変化しています。

(1) 人口減少社会の到来，少子・高齢化の一層の進行

宇都宮市では、平成27年度以降に予測される人口減少社会の到来や、少子・高齢化の一層の進行に伴い【図表3，4参照】，生産年齢人口が減少し，市税の減収が懸念されるとともに，医療や介護などの社会保障関係経費⁴が増大すると見込まれています。

【図表3】宇都宮市における総人口の推移



(出典) 第5次宇都宮市総合計画

【図表4】宇都宮市における年齢構造別人口及び構成比

	平成17年	平成19年	平成22年	平成27年	平成32年	平成34年
年少人口 (0から14歳)	72,839 14.5%	72,738 14.3%	72,466 14.2%	69,640 13.6%	64,666 12.7%	62,426 12.3%
生産年齢人口 (15から64歳)	344,573 68.6%	342,649 67.6%	339,342 66.6%	328,847 64.2%	320,521 62.8%	318,514 62.7%
老年人口 (65歳以上)	84,984 16.9%	91,753 18.1%	97,840 19.2%	113,706 22.2%	125,238 24.5%	127,106 25.0%

(出典) 第5次宇都宮市総合計画

⁴ 市民が安心して生活していくために必要な「医療」、「年金」、「福祉」、「介護」、「生活保護」などのサービスの提供に係る経費

(2) 世界同時不況の影響に伴う急激な景気後退

世界同時不況に伴う、景気後退の影響を受けた非常に厳しい経済状況の中で、多くの地方自治体において、財政状況は厳しさを増しています。

宇都宮市でも、市内経済は不透明感を増しており、これまでの想定をはるかに超える市税収入の大幅な減収や、景気後退を反映した生活保護費などの社会保障関係経費の増加が見込まれるなど、今後、非常に厳しい財政状況に陥ることが懸念されています。

(3) 分権型社会の進展

地方分権改革推進法⁵に基づき、これまで、国と地方自治体の役割分担を明確にし、地方自治体が自らの判断と責任において行政経営を進めることを目指す第二期地方分権改革の論議が進められてきました。

また、地方分権改革が進展し、地域の特色を生かしたまちづくりが期待される中、市民活動が活発になるなど、公共的な課題の解決に向けて、市民自らが担う役割が拡大するという認識が広がるとともに、自らが暮らす地域のために活動する人々や団体が増加しています。

3 宇都宮市の行政経営の現状と課題

宇都宮市では、「第5次総合計画⁶」や「自治基本条例」の策定・制定、「集中改革プラン⁷」の着実な実行など、宇都宮市が持続的に発展するための様々な取組を継続的に展開してきました。

(1) 第5次総合計画の策定

第5次総合計画（平成20年3月策定）に掲げた「みんなが幸せに暮らせるまち」、「みんなに選ばれるまち」、「持続的に発展できるまち」という「3つのまち」を実現するための、宇都宮市の将来を見据えた戦略的な施策に取り組むためには、今後、都

⁵ 国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に成立した法律。具体的には、地方分権改革の推進について、その基本理念や、国と地方それぞれの責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備するもの

⁶ 市政運営を進める上での基本となる総合的な計画であり、「まちづくりの設計図」の役割を果たすもの

⁷ 総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成17年3月29日）」に基づいて各自治体が策定した計画で、「民間委託の推進」や「職員数の適正化」など、簡素で効率的な行政経営に向けた具体的な取組を集中的に実施するため策定したもの。平成17年度を起点とし、平成21年度までの5年間の具体的な取組を集中的に実施することが求められている。

市としての競争力や経営力、いわゆる自治能力を磨きながら、将来に向けた経営基盤を更に強固なものにすることが求められています。

(2) 自治基本条例の制定, 地区行政の推進に係る大綱・市民協働推進指針の策定

宇都宮市では、本市の自治の理念を明らかにし、本市にふさわしい自治の実現を目指すための「自治基本条例」(平成21年4月)や、市域内における今後の地区行政のサービス機能や地域まちづくりの方向性・枠組みを示す「地区行政の推進に係る大綱」(平成16年11月)、また、市民と行政が共にまちづくりを進める上での基本的な考え方を示す「市民協働推進指針」(平成16年11月)を制定・策定しました。

これらに基づいて、これまでに形成されてきた、宇都宮市における市民参加・協働の実現に向けた自治の仕組みの基礎を、今後はより確固たるものとし、市民と行政が一体となったまちづくりを進めることが求められています。

(3) 集中改革プランの計画期間の終了等

宇都宮市では、「第3次行政改革のみちしるべ」として、平成14年度に策定した「行政経営指針」や、この指針を踏まえた具体的な取組内容等を明らかにし、着実に実行するため、平成15年度に策定した「行政経営指針行動計画」に基づき、行政の役割・あり方や行政サービスの提供方法など、行政全体を抜本的に見直してきました。

また、平成15年度に策定した「外部委託(アウトソーシング)の推進に係る指針」や平成16年度に策定した「組織整備・定員適正化に関する方針」(平成17年度～21年度)に基づき、民間委託の推進や職員数の適正化に積極的に取り組んできました。

そして、平成17年度には、「行政経営指針行動計画」の一部として、「集中改革プラン」(平成17年度～21年度)を策定し、このプランに基づく行財政改革の取組を集中的に進めてきました。

これら「集中改革プラン」等の計画期間が終了する今、その成果も踏まえながら、改革継続の観点から、引き続き、効果的・効率的な行政経営を確保しなければなりません。

4 新たな行政改革大綱策定の必要性

今後、宇都宮市において到来することが予想される人口減少社会や、世界同時不況の影響により不透明感を増す市内経済状況など、宇都宮市は今、これまでに経験したことのない厳しい社会経済環境に置かれています。

しかし、このような中においても、市民に一番身近な基礎自治体として、宇都宮市は市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効率的に展開しなければなりません。

そのためには、市民と行政の創意工夫を生かし、地域の実情を踏まえたまちづくり活動が継続的に展開されるよう、その担い手として活躍の場を広げる市民が、行政と協働し、今まで以上に、より主体的に活動することが重要になります。また、行政も、市民ニーズを的確にとらえながら、優先的・重点的に提供すべき行政サービスを選びすぐり、持ちうる経営資源を集中的に投入することが求められます。

これらのことから、これまで培ってきた地域のまちづくりを進めるための基礎を生かし、市民と行政が、魅力あふれる宇都宮市を「共に創る」ことを目指すとともに、「選択と集中」の考えで、行政サービスを原点から見直すなど、新たな視点を加えた、更なる改革に着手しなければなりません。

このことを踏まえ、取り巻く環境が厳しいこの現状こそ、宇都宮市の明るい将来に向けた持続可能な行財政構造への転換を図る好機ととらえ、改めて、今後の行政改革の道筋を明確に示し、更なる改革を進めていくため、ここに「第4次宇都宮市行政改革大綱」を策定するものです。

第2 大綱の基本的な考え方

1 位置付け

この大綱は、「第5次総合計画」における将来の都市像の実現に向けた施策・事業を積極的に展開するための基本となる、効果的・効率的な行政経営の更なる推進に向けて、宇都宮市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものです。

（「総合計画」と「行政改革大綱」との関係）

第5次宇都宮市総合計画
（将来の都市像とその実現のための具体的な施策・事業）

第4次宇都宮市行政改革大綱
（総合計画に掲げる施策・事業を効果的・効率的に実施するための
改革の考え方・あり方）

2 改革の基本目標

宇都宮市を取り巻く現下の厳しい社会経済環境を克服するため、第4次行政改革では、市民と行政がパートナーとして課題認識を共有し、まちづくりを共に進め（「共創」）、また、限りある経営資源で高度化・多様化する行政課題に的確に対応するための基礎となる改革を、「選択と集中」の考えのもとで、積極的かつ継続的に進めることを通して、将来にわたり、持続的に発展できるまちの実現を目指していきます。

このことを、「改革の基本目標」として、以下の通り、設定します。

（改革の基本目標）

「共創」と「選択・集中」による 持続可能なまちづくりへの基盤の強化

3 改革の方向性

前記の「これまでの行政改革の取組と成果」や「宇都宮市を取り巻く社会経済環境の変化」、また「宇都宮市の行政経営の現状と課題」から導き出される課題について、宇都宮市自治基本条例が明示する「市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ」、「積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努める」という、市民と行政それぞれの責務を踏まえた上で、双方が保有する資源や知識、ノウハウ等を最適な形で組み合わせ、効果的にまちづくりを進めるための「市民と行政の適切な役割分担」と、行政サービスは市税等の市民負担により賄われており、その必要性や合理性、公平性を確保するための「受益と負担の適正化」という2つの視点から整理し、「改革の基本目標」の達成に向けた3つの「改革の方向性」として、以下の通り、設定します。

(1) 市民協働の推進による豊かな自治の確立

地域の目指すまちづくりの効果的な実現のため、知識や技能を備え、活躍の場を広げるまちづくりの多様な担い手と行政が相互に理解し、尊重し合い、信頼関係に基づき、それぞれの役割に応じた主体的な活動を行うことで、地域の実情を踏まえたまちづくりが展開され、また、その活動をもとに、担い手の自治の熟度が更に増す「豊かな自治」を確立します。

(2) 新たな時代への対応に向けた行政サービスのあり方の見直し

厳しい社会経済環境を踏まえつつ、市民満足の上昇のために実施される事業や事務、また保有する施設について、必要性や効率性等の観点から、また受益と負担の関係から、改めて原点に立ち返った検証を行うなど、新たな時代への対応に向けて、行政サービスのあり方を見直します。

(3) 持続可能な行政経営の実現

市民ニーズを的確にとらえた事業に迅速に取り組むため、効果的・効率的な組織の確立や職員の資質向上・活用による組織力の向上、また既存資源の有効活用や歳入・歳出の適正化による財政基盤の強化を図ることで、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる、持続可能な行政経営を実現します。

(改革の基本目標)

「共創」と「選択・集中」による 持続可能なまちづくりへの基盤の強化

(改革の方向性)

市民協働の推進による豊かな自治の確立

新たな時代への対応に向けた行政サービスのあり方の見直し

持続可能な行政経営の実現

4 推進期間

平成22年度から26年度までの5年間を第4次行政改革の推進期間に設定します。

第3 改革の柱

「市民協働の推進による豊かな自治の確立」、「新たな時代への対応に向けた行政サービスのあり方の見直し」、「持続可能な行政経営の実現」の3つの「改革の方向性」のもと、改革の実践に主眼をおいた4つの「改革の柱」を以下の通り設定し、具体的な取組を進めます。

(改革の柱)

- 1 市民の力の発揮
～ パートナーシップがうつのみや躍進の原動力！ ～
- 2 事業等の徹底した検証
～ 時代を乗り切る原点からの事業等の点検・見直し ～
- 3 効率的な執行体制の確立
～ スリムで機能的な「活力ある市役所」の実現 ～
- 4 健全な財政構造の確立
～ 入るを「図りて」出するを制す⁸ ～

1 市民の力の発揮

～ パートナーシップがうつのみや躍進の原動力！ ～

これまでに培ってきたまちづくりの仕組みを生かしながら、市民に開かれた行政経営を徹底し、市民との対話を通じて相互理解と信頼関係をより深め、多様な担い手との協働を進めることで、市民の意思を尊重し、地域の特性を生かした市民主体のまちづくりを推進します。

また、公共⁹の領域において、行政から民間への流れが活発になる中、公共サービスの提供を新たなビジネスチャンスや社会貢献活動の一環としてとらえ、積極的に取り組む企業等が増えています。このことを踏まえ、市民満足の向上に向けた、外部委託等の積極的な推進を通して、市民と行政がパートナーとして連携しながら、民間活力の導入と活用を推進します。

⁸ 本来は、「入るを量りて出するを制す」(歳入に見合った歳出を徹底する)の表記ですが、厳しい社会経済環境の中、市民生活の安定に向けた施策・事業を継続的に実施できるよう、「歳入の確保を目指す」という取組姿勢を明確にするため、「入るを図りて出するを制す」と表記しています。

⁹ 社会教育、福祉、環境保全など、個人ではなく、社会全体で解決すべきもの

(1) 理解と信頼

市政や協働を進める上での前提となる、市民の理解と信頼を深めるため、宇都宮市が持つ行政情報を分かりやすい方法で市民に発信・公表するとともに、「おもてなし」の心を持ち、市民の視点に立った丁寧な接遇やサービス向上に努めます。

【主な取組】

- 市の行政情報を積極的に提供します。
- 市民の視点に立った接遇やサービス向上に努めます。

(2) 地域におけるまちづくりの推進

地域の個性や特色を生かした、地域にふさわしいまちづくりを進めるため、市民自身が地域の課題や目指すべき将来像を共有し、課題解決やその実現に向けた取組を自ら考え、実行することを支援します。

また、対話を通じて明らかになった適切な役割分担のもとで、行政も地域の意思を尊重した施策・事業を積極的に展開します。

【主な取組】

- 地域の意思形成を支援します。
- 地域の意思を尊重した施策・事業を展開します。

(3) 多様な担い手との協働

まちづくりの多様な担い手が活躍の場を広げていることを踏まえ、地域にふさわしいまちづくり活動が、市民協働により展開されるよう、その活動を積極的に支援・推進します。

また、行政としての責任の確保に十分留意しながら、指定管理者制度や民営化など、市民の創意・工夫を重視した外部委託等を、協働の一形態としてとらえ、積極的に推進するなど、民間の有する専門性や迅速性、ノウハウの導入と活用を進めます。

【主な取組】

- 市民協働のまちづくり活動を積極的に支援・推進します。
- 民間活力の導入・活用を積極的に推進します。

2 事業等の徹底した検証

～ 時代を乗り切る原点からの事業等の点検・見直し ～

厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で高度化・多様化する行政課題への確に
対応するためには、必要性や効果等のより高い事業や施設に資源を優先的、重点的に配
分することが必要です。

このようなことを踏まえ、「選択と集中」と「スクラップ・アンド・ビルド¹⁰」の考
えのもと、当初の目的を達成した事業や市民ニーズの変化した施設、また更なる効率化
の余地のある事務について、原点からの見直しを進めます。

(1) 事業の見直し

既に一定の成果が得られた事業や費用に対して明確な効果が期待できない事業等に
ついて、行政評価制度¹¹などの既存の仕組みを生かしながら、原点からの点検・見直
しを進め、市民生活の安定に向けた、選択と集中による事業の重点化を進めます。

また、市の事業を補完・代替する役割を担う出資法人¹²等についても、事業内容を
市民ニーズに対応させ、設立目的を効果的・効率的に果たせるよう、その経営改革を
推進します。

【主な取組】

- 事業の原点からの点検・見直しを進めます。
- 出資法人等の経営改革を推進します。

(2) 施設の見直し

民間主導で同種の施設整備が進むなど、社会経済環境の変化等により、市民ニーズ
が変化した施設について、適切な保有・管理に向けた点検と見直しを進めます。

【主な取組】

- 適切な保有・管理に向けた市有施設の点検・見直しを進めます。

¹⁰ 不要・不急の事業の見直しを進め、市民ニーズを的確にとらえた事業に経営資源を重点的・集中的に投入すること

¹¹ 市が実施する政策や施策、事務事業について、「どのような成果があったのか」、「当初想定した目標が着実に達成できている」などの視点から評価・検証を行うもの

¹² 市組織の外部にあって、市がその設立に主体的に関わり、市の事業の代行や市との連携により市の事業に関連する事業を行う団体

(3) 事務の見直し

迅速で効率的な行政経営を実現することを目指し、事務の簡略化・効率化に向けて、その見直しを進めます。

【主な取組】

- 効率化に向けた事務の点検・見直しを進めます。

3 効率的な執行体制の確立

～ スリムで機能的な「活力ある市役所」の実現 ～

「人・もの・金」など、限りある経営資源で、高度化・多様化する行政課題に的確・迅速に対応できるよう、市民に必要なサービスを効果的に提供できる効率的な執行体制を確立します。

(1) 職員数の適正化と効率的な組織の確立

これまで以上に、質の高い市民サービスを迅速かつ効果的に提供できるよう、引き続き、職員数の適正化に努めるとともに、効果的・効率的な組織の整備を進めます。

【主な取組】

- 職員数の適正化を推進します。
- 効果的・効率的な組織の整備を推進します。

(2) 職員の育成と人財活用

高度化・多様化する行政課題に的確に対応するため、職員の能力を最大限に生かすよう、職員一人ひとりが使命を自覚し、市民の立場になって考え、課題を発掘し、自ら解決できる「自律行動型職員」の育成を引き続き推進します。

また、職員を市民に必要なサービスを効果的に提供する上での重要な経営資源（財産、いわゆる『人財』）としてとらえ、適材適所の配置による効果的な人財活用を進めます。

【主な取組】

- 「自律行動型職員」の育成を推進します。
- 効果的な人財活用を推進します。

4 健全な財政構造の確立

～ 入るを「図りて」出ずるを制す ～

厳しい社会経済環境の中にあって、行政経営を進めるに当たっては、「歳入に見合った歳出を徹底する」ことを基本姿勢としながらも、市民に一番身近な基礎自治体として、市民生活の安定を最優先に考えた施策・事業を途切れることなく実施できるよう、「歳出を削減すること」に加え、「歳入を確保する」ことを重視した取組を積極的に展開することで、健全な財政構造を確立します。

(1) 歳入の確保

自主財源の充実や市民の公平性・信頼性の確保の観点から、市税等の収納対策の一層の強化に取り組むとともに、市有財産の積極的な活用等による新たな財源の確保に努めるなど、歳入の確保を重視した取組を推進します。

【主な取組】

- 市税等の収納対策を強化します。
- 市有財産の活用・処分による財源確保に努めます。
- 使用料・手数料の適正化を進めます。

(2) 歳出の抑制

行政経営の財源は市民の負担により賄われ、また、「人・もの・金」などの経営資源には限りがあることを全職員が十分に認識し、「もったいない」の視点から、歳出の抑制を進めます。

【主な取組】

- 行政コストの適正化を進めます。
- 補助金等の継続的な見直しを進めます。

第4 推進方策

1 行政改革推進プランの策定

この大綱に基づく行政改革の取組を着実に推進するため、具体的な取組を明らかにする「行政改革推進プラン」を策定します。

なお、取組の成果や課題を的確に把握し、その後の着実な推進につなげていくため、行政改革推進プランに掲げる取組ごとに、具体的な目標を設定します。

2 推進体制

- ・ 推進期間中は、行政改革の考え方や実践について、全職員が共通認識を持ち、積極的に取組を推進します。
- ・ 全庁をあげて改革を進めていくため、庁内の「行政経営検討委員会」が取組の進捗管理を行います。
- ・ 取組の進捗状況や成果等を、可能な限り、「見える化」した上で、学識経験者や公募市民等からなる「宇都宮市行政改革推進懇談会」へ報告するとともに、広報紙等を通じて広く市民に「見せる化」（公表）し、その意見等を行政改革の推進に反映していきます。

